

## 2 職員の勤務条件等について

### (1) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### ア 職員の勤務時間（標準）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	8時間	8:30	17:15	12:15～13:00	12:00～12:15 17:00～17:15

(参考) 職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号)、職員の勤務時間に関する規則(平成元年島根県人事委員会規則第5号)、職員の勤務時間に関する規程(平成元年島根県訓令第5号)及び職員の勤務時間に関する規程(平成4年島根県教育委員会訓令第5号)(知事部局等、教育委員会、警察本部)

#### イ 休暇の概要

種類	概要
年次有給休暇	1年(暦年)につき20日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、又は、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めたときは、その療養期間中は有給休暇
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めたときは、1年以内の期間は有給休暇とする。 (制度改正を行い、平成18年7月から、有給休暇の期間を、結核性疾患の場合は1年、人事委員会規則で定める特定の疾患の場合は180日、その他の疾患の場合は90日とした。)
夏季休暇	7月から9月までの間に4日以内
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員は、2日を超えない範囲内で生理休暇を取得できる。
産前産後休暇	産前：8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が請求した場合 出産の日までの請求した期間 産後：女子職員が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間
慶弔休暇	本人の結婚：7日以内 妻の出産：3日以内 忌引：配偶者10日以内、父母7日以内(血族)等 父母、配偶者及び子の祭日：年各々1日
介護休暇	職員は、親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、6月の期間内で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は、減額とする。
特別休暇	特別休暇は、風水震災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊、生後3年に達しない生児を育てる場合(育児時間)等、特定の事由がある場合に限りて与える。

(参考) 職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号)、職員の休日及び休暇に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第4号)、島根県企業局職員就業規程(昭和48年公営企業管理規程第2号)、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号)及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則(昭和31年島根県人事委員会規則第11号)

#### ウ 特別休暇の種類(主なもの)

種類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5日以内
育児時間	満1歳まで 1日2回 120分以内 満1歳から満3歳まで 1日2回 60分以内
男性職員の育児参加のための休暇	5日以内
子の看護のための休暇	5日以内
就業禁止(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第68条)	必要と認める期間
妊娠障害(つわり)	2週間以内

### (2) 職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分者数  
知事部局等

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号) (地方公務員法第28条第2項第1号)	0	0	24	0	24
職に必要な適格性を欠く場合 (地方公務員法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	0	1
合 計	0	0	25	0	25

教育委員会

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	人 0	人 1	人 0	人 0	人 1
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号) (地方公務員法第28条第2項第1号)	0	1	113	0	114
職に必要な適格性を欠く場合 (地方公務員法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	2	113	0	115

(注) 県費負担教職員を含む。

警察本部

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号) (地方公務員法第28条第2項第1号)	0	0	1	0	1
職に必要な適格性を欠く場合 (地方公務員法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	1	0	1

イ 懲戒処分者数  
知事部局等

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地方公務員法第29条第1項第1号)	人 0	人 0	人 1	人 1	人 2
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 (地方公務員法第29条第1項第2号)	1	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくな	0	0	0	0	0

い非行のあった場合 (地方公務員法第29条第1項第3号)					
合 計	1	0	1	1	3

教育委員会

処分事由	処分の種類				合 計
	戒 告	減 給	停 職	免 職	
法令に違反した場合 (地方公務員法第29条第1項第1号)	人 1	人 1	人 1	人 1	人 4
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 (地方公務員法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地方公務員法第29条第1項第3号)	0	3	1	0	4
合 計	1	4	2	1	8

(注) 県費負担教職員を含む。

警察本部

処分事由	処分の種類				合 計
	戒 告	減 給	停 職	免 職	
法令に違反した場合 (地方公務員法第29条第1項第1号)	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 (地方公務員法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地方公務員法第29条第1項第3号)	1	0	0	0	1
合 計	1	0	0	0	1

(3) 職員のサービスの状況

ア 職員の年次有給休暇の取得状況

区 分	総付与日数 A (日)	総取得日数 B (日)	全対象職員数 C (人)	平均取得日数 B/C (日)	消化率 B/A (%)
知事部局等	174,598	47,151	4,472	10.5	27.0
教育委員会	110,198	30,939	2,838	10.9	28.1
警察本部	66,680	11,045	1,667	6.6	16.6
合 計	351,476	89,135	8,977	9.9	25.4

(注) 対象期間 暦年(平成17年1月1日から平成17年12月31日まで)

イ 育児休業の取得状況

区 分		育児休業取得者数		部分休業取得者数
			うち両休業取得者数	
知事部局等	男性職員	2人	0人	0人
		0	0	0
	女性職員	63	0	0
		58	0	0
教育委員会	男性職員	6	0	0
		0	0	0
	女性職員	146	0	0

		159	0	0
警察本部	男性職員	0	0	0
		0	0	0
	女性職員	5	0	0
		8	0	0
計		222	0	0
		225	0	0

(注)「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「うち両休業取得者」の欄の上段は平成17年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段は育児休業(部分休業)の期間が平成16年度から17年度にかけて引き続けている者の数。

#### ウ 介護休暇の取得状況

	介護休暇 取得者数	休暇の取得形式	
		全日型 中心	時間型 中心
知事部局等	男性職員	0人	0人
	女性職員	4	0
教育委員会	男性職員	2	0
	女性職員	12	1
警察本部	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
	計	18	1

		介護休暇承認期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
知事部局等	男性職員	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	女性職員	1	0	1	0	0	2
教育委員会	男性職員	1	0	0	0	0	1
	女性職員	5	1	1	1	2	2
警察本部	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
	計	7	1	2	1	2	5

#### (4) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

##### ア 研修の状況

##### 一般職員(自治研修所)

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備考
新規採用職員	9回	42日	304人	市町村職員含む
採用2年目	4	8	87	
一般職員第Ⅰ課程	9	27	239	市町村職員含む
一般職員第Ⅱ課程	10	30	290	市町村職員含む
新任主任	3	6	103	
中堅職員	9	18	260	市町村職員含む
新任係長	5	15	168	市町村職員対象
新任主幹	3	6	115	
新任グループリーダー	3	9	69	
新任課長補佐	2	6	72	市町村職員対象
新任課長	3	8	119	市町村職員含む
特別研修	33	74	897	20講座(法務能力開発等)

##### 教育職員(松江教育センター・浜田教育センター)

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備考
初任者	52回	109日	564人	第Ⅰ回～第Ⅶ回、宿泊研修会

経験者	42	110	844	6年目研修、11年目研修
管理職	16	22	1849	新任校長・教頭、校長・教頭
各主任等	21	20	1756	特殊教育専任教員研修、教務主任研修
テーマ研修	22	37	765	学校栄養職員研修、体育科実技研修等
能力開発	130	323	2233	教科等、生徒指導等、情報教育

(注) 対象 小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校及び幼稚園の教育職員

#### 警察職員（警察学校）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備考
初任科	3回	664日	71人	短期課程（6月）、長期課程（10月）
一般職員初任科	1	25	4	警察主事対象
初任総合	4	251	104	短期課程（2月）、長期課程（3月）
警部補・巡査部長任用科	2	24	37	
部門別任用科	4	74	48	生活安全、刑事、交通、警備
専科（業務に直結）	25	179	285	交通事故事件捜査、被害者対策等

#### イ 勤務成績の評定状況

区分	項目	評定回数	評定期間	評定対象者数
知事部局等	人事評価（管理職）	2回	17年10月、18年3月	633人
	勤務評定（一般職）	1	17年11月	4,244
教育委員会	人事評価（管理職）	2	17年10月、18年3月	107
	勤務評定（一般職）	1	17年11月	547
	勤務評定（県立学校教育職員）	1	17年10月	1,996
警察本部	勤務評定	1	17年12月	1,636

### (5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

#### ア 安全衛生管理体制

選任状況 区分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	専任すべき事業場数 (箇所)	うち専任事業場数 (箇所)	専任すべき事業場数 (箇所)	うち専任事業場数 (箇所)	専任すべき事業場数 (箇所)	うち専任事業場数 (箇所)	専任者数 (人)	専任すべき事業場数 (箇所)	うち専任事業場数 (箇所)
知事部局等	5	5	6	6	24	23	29	61	61
教育委員会	0	0	0	0	35	35	36	30	30
警察本部	0	0	0	0	8	7	9	11	11

選任状況 区分	産業医				委員会				左のうち、安全衛生委員会として設置している事業場数 (箇所)
	専任すべき事業場数 (箇所)	うち専任事業場数 (箇所)	専任者数 (人)	実専任者数 (箇所)	衛生委員会		安全委員会		
	設置すべき事業場数 (箇所)	うち設置事業場数 (箇所)	設置すべき事業場数 (箇所)	うち専任事業場数 (箇所)	設置すべき事業場数 (箇所)	うち設置事業場数 (箇所)	設置すべき事業場数 (箇所)	うち専任事業場数 (箇所)	
知事部局等	24	24	24	13	24	23	6	6	6
教育委員会	35	35	35	35	35	35	0	0	0
警察本部	8	8	8	5	8	8	0	0	0

イ 職員のための福利厚生活動事業費  
知事部局等

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくり及び文化的教養を高める施設として、職員会館の管理・運営を行う。	14,489
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催、安全管理者、衛生管理者及び産業医の設置等を行う。	4,423
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進等に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施する。	3,024
メンタルヘルス対策事業	職員が精神疾患の予防、病気及び医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施する。	5,166
心身の健康保持増進事業	職員の心身の健康保持増進を図ることにより、職員の親睦及び活力の向上を養うことを目的とし、スポーツ及び文化事業を実施する。	15,081
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプラン講座等を実施する。	4,971
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施する。	53,838
被服貸与費	島根県職員被服等貸与規程（昭和46年島根県訓令第2号）及び島根県企業局被服等貸与規程（昭和49年企総第136号）に基づき職員に被服（作業衣、白衣等）を貸与する。	9,772
合計		110,764

教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生推進事務	職場の環境改善及び教職員の健康管理を徹底するため、衛生委員会の開催、衛生管理者及び産業医の配置及び研修等を行う。	2,386
健康相談・指導事務	教職員が病気の予防又は健康に対する適切なアドバイスが受けられるように、講習会や健康相談等を実施する。	2,880
メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防と早期の対処を行えるように、専門相談、研修会等を実施する。	1,699
健康診断事業	教職員の疾病の早期発見及び予防に努め、心身ともに健康で働くことができるように、各種法定健康診断等を実施する。	59,335
合計		66,300

警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催及び安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行う。	5,767
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増健に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施する。	1,168
メンタルヘルス対策事業	職員が精神疾患の予防、病気及び医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修	346

	等を実施する。	
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプラン講座等を実施する。	2,096
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施する。	20,587
合 計		29,964

ウ 職員の健康診断の状況

健康診断の種類 (法定検診)	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者
定期健康診断	6,247 人	5,900 人	3,795 人	3,534 人	1,753 人	1,750 人
採用時健康診断	19	19	103	103	75	75
結核健康診断	2	2	0	0	0	0

エ 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 17 年度中において人事委員会からの勧告はなかった。

オ 不利益処分に関する不服申立の状況

平成 17 年度中において人事委員会からの是正の指示はなかった。